

東海村選挙管理委員会議録

開催日：令和5年3月1日

東海村選挙管理委員会

東海村選挙管理委員会

- 1 開催日時 令和5年3月1日（木）
午前10時から午前10時30分まで
- 2 開催場所 東海村役場4階 401会議室
- 3 会議に付議した事件
 - 議案第1号 公職選挙法第28条の抹消者について
 - 議案第2号 令和5年3月における選挙人名簿への登録について
 - 議案第3号 在外選挙人名簿の登録の抹消について
 - 議案第4号 在外選挙人名簿の登録について
 - 議案第5号 令和5年3月における選挙人名簿の調製について
 - 議案第6号 直接請求の法定数の告示について
- 4 出席委員は次のとおりである。（4名）

委員長	大友 捷夫	委員長職務代理者	伊藤 究
委 員	水島 通保	委 員	久賀 洋子
- 5 説明のため会議に出席した者は次のとおりである。

東海村選挙管理委員会事務局

書記長	小川 直也	書記長補佐	須藤 博
書 記	草山 尚拓		
- 6 会議の書記は次のとおりである。
同上
- 7 本会議における議題及び議事の大要は次のとおりである。

開会 午前 10 時

○大友委員長 本日は、お忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。ただ今の出席委員は4名であり、地方自治法第189条第1項に規定する定足数に達しておりますので、東海村選挙管理委員会規程第12条の規定により選挙管理委員会を開催いたします。

○大友委員長 本日の議案は、令和5年3月の定時登録に係るものが4件、在外選挙人名簿に係るものが2件で、お手元に配布しましたとおりでございます。それでは、「議案第1号 公職選挙法第28条の抹消者について」事務局から説明をお願いいたします。

○草山書記 議案第1号は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により別冊の者を選挙人名簿から抹消するものです。

○大友委員長 （別冊を回覧後）ただ今、「議案第1号 公職選挙法第28条の抹消者について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

（質疑なし）

○大友委員長 議案第1号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○大友委員長 議案第1号は、原案のとおり可決されました。

○大友委員長 続いて、「議案第2号 令和5年3月における選挙人名簿への登録について」事務局から説明をお願いいたします。

○草山書記 議案第2号は、公職選挙法第22条第1項の規定により令和5年3月における選挙人名簿に登録される資格を具备している者を、別冊のとおり

選挙人名簿に登録するもので、登録基準日及び登録日は令和5年3月1日、登録資格要件としては、（1）住所移転者については、令和4年12月1日までに住民票が作成され、又は転入の届出をした者で、引き続き3箇月以上住民基本台帳に記載されている者、（2）年齢満18歳以上の者については、平成17年3月2日までに生まれた者で、住民基本台帳に記載され、住所要件を有している者となります。

○大友委員長 (別冊を回覧後) ただ今、「議案第2号 令和5年3月における選挙人名簿への登録について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○大友委員長 議案第2号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大友委員長 議案第2号は、原案のとおり可決されました。

○大友委員長 続いて、「議案第3号 在外選挙人名簿の登録の抹消について」事務局から説明をお願いいたします。

○草山書記 議案第3号は、公職選挙法第30条の11の規定により別紙の者（記載略）を在外選挙人名簿から抹消するものです。

○大友委員長 (別紙を回覧後) ただ今、「議案第3号 在外選挙人名簿の登録の抹消について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○大友委員長 議案第3号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大友委員長 議案第3号は、原案のとおり可決されました。

○大友委員長 続いて、「議案第4号 在外選挙人名簿の登録について」事務局から説明をお願いいたします。

○草山書記 議案第4号は、公職選挙法第30条の6第2項の規定により別紙の者（記載略）を在外選挙人名簿に登録するものです。

○大友委員長 (別紙を回覧後) ただ今、「議案第4号 在外選挙人名簿の登録について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願ひします。

(質疑なし)

○大友委員長 議案第4号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大友委員長 議案第4号は、原案のとおり可決されました。

○大友委員長 続いて、「議案第5号 令和5年3月における選挙人名簿の調製について」事務局から説明をお願いいたします。

○草山書記 議案第5号は、公職選挙法第19条第2項の規定により令和5年3月における選挙人名簿の登録者を別紙のとおり調製するものです。今回の登録者数は、前回、茨城県議会議員一般選挙における選挙時登録者数31,673名から13名増の31,686名となりました。13名増の根拠といたしましては、抹消者数が313名、新規登録者数が249名、新有権者数が77名となっています。

○大友委員長 (別冊を回覧後) ただ今、「議案第5号 令和5年3月における選挙人名簿の調製について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○大友委員長 議案第5号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大友委員長 議案第5号は、原案のとおり可決されました。

○大友委員長 続いて、「議案第6号 直接請求の法定数の告示について」事務局から説明をお願いいたします。

○草山書記 議案第6号は、直接請求に連署を要すべき者の法定数の告示を、別紙（記載略）のとおり行うものです。

○大友委員長 ただ今、「議案第6号 直接請求の法定数の告示について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○大友委員長 議案第6号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大友委員長 議案第6号は、原案のとおり可決されました。

○大友委員長 以上で会議に付議されました事件は全て終了いたしました。これをもちまして、選挙管理委員会を閉会といたします。

閉会 午後2時30分